

浦添市配食サービス事業業務仕様書

1 利用者負担金は、次の表のとおりとする。

種 類	対 象 者	利用者負担金
健康食	市県民税非課税世帯に属するもの (生活保護受給世帯を含む)	300円
	上記以外の世帯に属するもの	400円
制限食	市県民税非課税世帯に属するもの (生活保護受給世帯を含む)	375円
	上記以外の世帯に属するもの	500円

2 受託者（以下「乙」という。）は、利用者負担金を配食サービス利用者から直接徴収し、その徴収方法を利用者提示するとともに、甲に報告する。

3 乙は、献立表を作成し、月1回利用者に提示するとともに、委託者（以下「甲」という。）に報告する。献立にあたっては、適切で偏らない栄養価を保つものとし、且つ、利用者の嗜好等を十分に考慮した変化に富んだ内容とする。

4 乙は、管理栄養士または栄養士が作成したメニューに従い配食する食事を調理し、職員の衛生管理を徹底し、食中毒の防止を万全に行うこととする。

5 容器等は、年間を通して再利用可能なものとする。

6 乙は、浦添市配食サービス事業安否確認マニュアルに基づき、事業に従事するものに指導を徹底したうえで利用者の安否確認を行い、利用者に緊急事態等が発生した場合は、実施施設及び浦添市いきいき高齢支援課、必要に応じて浦添市消防本部等へ速やかに連絡する体制を整備するものとする。

7 配食は、月曜日から土曜日まで（祝日を含む。ただし、1月1日から1月3日を除く）の夕食のみとし、配達は、原則として概ね午後3時半から午後6時までに利用者へ直接手渡すこととする。

8 その他

(1) 乙は、保健所等による検査、指導を受けた場合は、速やかにその内容、結果等を書面にて甲に報告すること。

(2) 乙は、本事業の運営について、契約書の条項を遵守し行うものとする。